

フードテック官民協議会 後援・協力・協賛規則

令和6年10月23日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、フードテック官民協議会における後援・協力・協賛の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条

- (1)「後援」は、フードテック官民協議会(以下、「協議会」という。))が、協議会の会員(以下、「会員」という。))が所属・関与する団体が実施する行事等に対して、事業の趣旨に賛同し、協議会は当該行事等には関与せず、名義のみを使用する場合。
- (2)「協力」は、協議会の会員が所属・関与する団体が実施する行事等に対して、協議会が事業の趣旨に賛同して、当該行事等に対してアドバイスを与え、講演者が出席する等を行う場合。協賛に比べると、関与の度合いが低い。
- (3)「協賛」は、協議会の会員が所属・関与する団体が実施する行事等に対して、協議会が事業の趣旨に賛同して、当該行事等の企画等に踏み込んだ関与(財や役務の提供等)を行う場合。「協力」に比べると、関与の度合いが高い。

(後援等名義の基準)

第3条 協議会は、協議会の普及・啓発に寄与すると認められる行事等に対し、後援をすることができるものとする。ただし次の各号に掲げるものについては、後援をすることができない。

- (1)協議会が行う目的、事業、方針に合致しないもの
- (2)特定の商品又は思想信条等の宣伝を目的とするもの
- (3)行事等の運営にあたり、協議会に負担を求めるもの
- (4)その他後援等をすることが適当でないと認められるもの

第2章 手続き等

(申請)

第4条 後援・協力・協賛を受けようとする会員(以下、「申請者」という。))は、原則として行事の開催を周知する1か月前までに申請書(別紙様式第1号)や文章・メールなどの手段で、行事名、行事内容概要、開催期間、開催場所、主催者情報(住所、名称、代表者、連絡先)を協議会に提出しなければならない。

(承認)

第5条 協議会の事務局は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の有無について、申請者に対して文章・メールなどにて通知するものとする。

(取消し)

第6条 協議会の事務局は、後援・協力・協賛を承認した場合において、申請に虚偽の事実があったこと、又はこの規定に違反することが判明したときは、申請者に対して承認を取り消さなければならない。

第3章 その他

(毎年度の報告)

第7条 協議会の事務局は、毎年度、後援・協力・協賛名称の使用状況等を取りまとめ、最終報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、後援・協力・協賛について必要な事項は、協議会の事務局がこれを定める。

附 則

この規則は、令和6年10月23日から施行する。

別紙様式第1号(第4条関係)

フードテック官民協議会 後援・協力・協賛 申請書

年 月 日

フードテック官民協議会 事務局 殿

(申請者)

名 称

代表者

連絡先

フードテック官民協議会 後援・協力・協賛規則第4条の規定に基づき、後援・協力・協賛
(※申請の区分に○をつけて下さい)を受けたいので、フードテック官民協議会後援・協力・
協賛申請書を提出します。

1 行事名

2 行事内容概要

3 開催期間

年 月 日()～ 年 月 日()(日間)

4 開催場所

5 主催者

(住 所)

(名 称)

(代表者)

(連絡先)

6 参加予定者

7 その他

※ 行事概要、会社概要を示す資料などを添付して下さい。